

令和4年6月第18回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和4年6月17日第18回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	山田周伸	副町長	三戸部貞雄
総務課長	齋義弘	企画課長	宍戸和博
財政課長	大堀俊之	税務課長	佐藤文行
町民生活課長	鈴木秀昭	福祉課長	佐藤育弘
長寿介護課長	橋元栄樹	子ども未来課長	岩泉文彦
健康推進課長	齋藤彰	農林水産課長	菊池広幸
商工観光課長	関本博之	都市建設課長	袴田英美
施設管理課長	佐々木厚	上下水道課長	齋藤秀幸
会計管理者兼会計課長	岡崎詳子	教育課長	奥野光正
教育次長	南條守一	教育総務課長	太田貴史
生涯学習課長	片岡正春	農業委員会事務局長	菊地邦博
選挙管理委員会書記長	齋義弘	代表監査委員	渋谷憲之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西山茂男	参事兼庶務班長	佐藤貴
主査	片岡工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 議案第32号 亶理町議会議員及び亶理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第33号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第34号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第36号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第37号 令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第38号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 報告第 3号 令和3年度亶理町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第 4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 報告第 5号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第13 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 小野一雄議員、2番
鈴木邦彦議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理し
ております。

第2、総務常任委員長から、先進地調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第32号 互理町議会議員及び互理町長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正 する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第2、議案第32号 互理町議会議員及び互理町長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたし
ます。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） それでは、議案第32号の説明をいたします。

議案書1ページをお開き願いたいと思います。

議案第32号 互理町議会議員及び互理町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例。

互理町議会議員及び互理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、近年の物価変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額が引き上げられたことから、本町においてもそれに倣い、町が執行する選挙の公費負担の限度額引き上げを行ったものでございます。

改正内容については、別紙、新旧対照表で説明いたしますのでご用意願います。

1ページをご覧ください。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続、第2号、アにおいて、一般運送契約以外の契約であるレンタカー等、自動車の借入れについて、現行では1日1台「1万5,800円」のところ「1万6,100円」に、2ページになりますが、イの自動車の燃料の供給については、現行では選挙運動の日数掛ける「7,560円」のところを「7,700円」に改めるものでございます。

次に、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続において、選挙運動用ビラの作成単価1枚当たり現行「7円51銭」のところを「7円73銭」に改めるものでございます。

次に、3ページになりますが、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続につきましては、ポスターの作成単価、現行「525円6銭」のところを「541円31銭」に、次の行の「15万5,250円」のところを「15万8,125円」に改めるものでございます。

議案書の1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 亘理町議会議員及び亘理町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 亶理町議会議員及び亶理町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第33号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第3、議案第33号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

議案書は2ページ、別冊、新旧対照表につきましては4ページとなりますので、お開き願います。

議案第33号 亶理町地方活力向上地域における不均一課税に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町地方活力向上地域における不均一課税に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表4ページで内容をご説明いたします。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるものでございます。これは、令和4年3月31日に沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）が公布され、本社機能の地方への移転、地方にある本社機能の強化を行う事業者に対して固定資産税の不均一課税を行った場合に、地方交付税により減収補填される特例措置につきまして、令和6年3月31日まで適用期間の延長が図られたことに伴い、引き続き本制度の活用により産業の振興と雇用の拡大を図るため本条例を改正し、当該事業者に対する税制優遇措

置を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間につきまして、2年間延長するものでございます。

なお、亶理町におきましてはまだ該当はございません。

議案書2ページにお戻り願います。

本改正条例の附則といたしまして、施行期日は公布の日とし、令和4年4月1日から適用するものです。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實議長） 日程第4、議案第34号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） それでは、議案第34号についてご説明をさせていただきます。

議案書は3ページ、4ページとなります。

議案第34号 亘理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例。

亘理町B&G海洋センター条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、災害復旧により再開しましたB&G海洋センター艇庫を令和元年度から業務委託による運営を行ってきましたが、来年度から指定管理者制度の導入を見据えての改正であり、指定管理者についての内容を条文中に追加し、指定管理者制度を行えるよう整理したものととなります。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表6ページ、7ページをご覧ください。

まず初めに、指定管理者に関する条文を追加するため、現在の第10条、委任と定めているものを第14条に繰り下げ、新たに第10条から第13条として指定管理者に関する条文を追加するものでございます。

追加する条文といたしまして、第10条、指定管理者でございますが、こちらの条項では、地方自治法の規定にのっとり、指定管理者に管理を行わせることができることをうたっております。

また、第2項においては、指定管理者に行わせる条項を指定しており、第5条、これは使用許可でございます、第7条、使用許可の取消し、第8条、使用料及び第9条、使用料の減免の規定を指定管理者に行わせる場合に準用することを規定しております。

また、指定管理者に準用させる場合は、第9条の使用料の減免に係る規定を除き、「教育委員会」及び「町長」を「指定管理者」と、「使用料」を「利用料金」として読み替えるものとなります。

第11条、指定管理者が行う業務の範囲を規定しており、利用の許可、維持管理、その他教育委員会が必要と認める業務を指定管理者が行う業務として定めております。

第12条、指定管理者が行う管理基準として、指定管理者は、法令、条例その他教育委員会が定めるところに従い、海洋センターの管理を行うことを規定しております。

第13条、利用料金については、海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合、利用料金として利用者は指定管理者に対して納付しなければならないことを規定

してございます。

また、第2項では、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とすることができることを規定しており、第3項では、別表に定める額の範囲において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるものとしております。

議案書に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。

附則としまして、令和4年7月1月からの施行としております。

説明は以上でございます。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦議員） B&G海洋センター艇庫が設置以来、震災を経まして、海洋スポーツレクリエーション体験を通して青少年の健全育成を図ってきた施設として、町内外から利用者に本当に親しまれてきた施設であります。このたび指定管理者制度は、これまでの業務委託契約から指定管理者としての管理権限が委任されることとなります。説明では、民間の柔軟な発想と公募による競争原理から利用者のサービス向上と集客を図るとありますが、そこでまず第1点、指定管理者になれば管理主体が当然変わります。そのため、町との意思疎通が低下するのではないか、利用者の要望等の対応がおろそかにはならないか、これが1点目です。

2点目、民間事業者となることで、反面、経費縮減・コストカットから安全性・サービスの質が低下しないか、この2点についてどのようにお考えなのか、お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 利用者の要望、それについては、今後公募する中で指定管理者が決定した後にそういう細かい調整、今後それは協議の中で決定していくものでございますので、そういうふうにならないようお互い協議していきたいと考えてございます。

経費と安全性でございますけれども、経費につきましてはこれから策定する形でございますけれども、今回の指定管理者の管理料につきましては、策定する基準としまして、今までここ3年間くらいにかかった経費、それに歳入分でどれくらいになったか、その分を差し引いての委託料となりますので、その辺は問題はな

いかなと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 今回の答弁でございますが、これからこの制度を導入するに当たって、この施設は本当に安全第一で、水難について非常に安全性が優先される施設であるわけです。そのような運営基準がまだ決まっていないというのは驚きです。

それで、次に第11条、指定管理者が行う業務の範囲ですが、指定管理者が行う管理権限として、まず具体的な職務というのはどのようなことなのか。これは主な具体的な職務、これまでとどのように違ってくるのか。これは大きな制度の変更ですので、まずこれが第1点。

2点目ですが、町は効果的・効率的な運営をするため指定期間を設定するわけですね。指定管理者は定められた期間、定められた管理料で責任を持ち管理運営を行うわけです。B & G海洋センター艇庫は、収益性はほとんどまず見込めないということで、公営性の非常に高い施設であります。先ほど言いました安全性が最優先の施設であります。施設の性質から、事業者の実績と人材の育成、指導者資格や研修などの要件が担保されていなければならないわけです。業者の資質ですね。指定期間は1年から5年間で一般的なんだけど、この案では5年間を予定しているというような説明がありました。どのような根拠で5年間としたのか。業務の見直しや物価変動、社会情勢への対応を考え、3年ではどうだったのか。この2点についてご説明願います。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） これまでの業務委託と指定管理者になった場合にどういうことが違うのかということでございますけれども、業務委託につきましては、町の仕様書どおりにしていただくというのが大前提でございます。また、指定管理者制度には、管理運営について多くの裁量権を与えることによりまして、施設を包括的に任せられるということがございます。また、独自の工夫をして管理運営をすることもできますことから、その辺がちょっと違うところなのかなと思っております。

指定管理3年から5年ということで、どうして5年間ということなのかという質問でございますけれども、より長い期間を管理運営してもらうことで、経営の安

定が図られるということに尽きると思います。3年よりも5年間任せてもらえるというのであれば、いろいろな企画もできますし、従業員の雇用の関係もござい
ますので、3年よりは5年のほうがはるかにメリットがあるのではないかと考
えております。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 経営の安定も確かに一つの理由という側面ではございますが、私
はもっと具体的な根拠についてお尋ねしたかったわけでございます。先ほど答弁
にありましたとおりに、多くの裁量が与えられる。それはつまり指定管理者とし
ての職務責任が拡大したと、重さが伴ってくるわけであります。そこで、指定管
理者の職務責任、コンプライアンス、法令遵守、1つ目は指定管理者であること
は個人情報の守秘義務や安全配慮義務など、管理者としての職務責任、法令遵守
が求められるわけです。

そこで、町は当然監督者責任があるわけなんでございます。指定管理者に対して
職員として、つまり従業員としての服務規程です。こういったものをこういった
形で、こういった取組を求めていくのか。これまでどおりということには全くな
らないわけなんですけれども、そこをきちんとした形でどういうふうな形で求め
ていくのか。服務規程ですね。そして、もう一つは、あと指定管理者に帰すべき
責任として、発生した事故の賠償責任はどのようにお考えなのか。この2点をお
願います。最後ですから、しっかりと答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 指定管理の担当課ということで、私からこちらの案件を説明
いたします。

まず、最大のメリットということでは、今現在、業務委託ということで3年目を
迎えております。皆さんご存じのとおり、海洋センター艇庫を起点として、様々
なレクリエーション、催しを行っていただいております。今後、さらに管理運営を
包括的に任せるという面では、指定管理に移行する、あそこの艇庫が持つポテン
シャルを最大限に生かしていただくものということで事務局では考えております。

また、議員おっしゃるとおり安全、そちらは最優先に担保されるべきということ
では町でも認識しておりますので、まずそれらの服務規程、いろいろありますけ

れども、まず利用者の安全を最優先に担保するような体制を指定管理では、選定委員会ではそちらのほうも最優先に委員会で検討していきたいということで考えております。

また、今後のスケジュールですけれども、予定しているのは、まず選定委員会で施設の見学会等をいただく予定としています。実際に艇庫の中身とイベント等を見てもらって、そちらのほうで判断していただいて、9月・10月、2か月間くらいの公募期間を設けたいと思います。そちらで、最終的には12月の議会に上程というようなスケジュールで考えておりました。

先ほど年数、指定期間5年というようなことでも事務局から説明がありましたけれども、そちらも選定委員会で、議会からの意見ということで3年、また事務局では5年という考えもありますので、その辺も含めて委員会で検討させていただければと考えております。

以上です。（「損害賠償」の声あり）

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 賠償の関係でございますけれども、その賠償の内容によって、管理者の責任に瑕疵によってなる場合は指定管理者と、それ以外の関係については町というようなことで、そこはきちっと振り分けする形になると思います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） B & Gにつきましては、生涯学習施設ということでございます。青少年たちの健全育成、幼児から高齢者までの健康と体の心づくりということで進めてきているわけでございますけれども、今後指定管理をすることによって、その生涯学習との関連、これまでと同様に、その辺あたりの生涯学習教育の部分を指定管理者に移行した場合にどう推進していくのか。随分まるっきり丸投げしてしまって、この本来の目的で設置しているところの生涯学習の教育関係がおろそかになったんでは、これは指定管理者にはレジャーとかそういう中心的事業をやるだけでなく、心の健全な育成なんですよね。それで、B & Gで亘理町に施設を設置したわけですから、その辺の対応を十分に踏まえて指定管理者にどう関わっていくのか、考えをお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 指定管理者に丸投げというような話でございますけれども、今後も、今現在当然小学校5年生を対象にしました体験学習、また財団からこういう事業をやってください、例えば海辺の安全教室と、そういう事業に対しましては、今後町も全然やらないというわけでなくて、今と同様に今後もその事業等につきましては指定管理者と一緒に事業をやっていくという考えでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） そこをしっかりと、これまでNPO法人海族DMCですか、そこでやっていたわけですが、多分ここが手を挙げてプレゼンテーションをするのかなというふうに思われるんですけども、しっかりと事業を民間の知識を得ながら、そして生涯学習を推進していただきたいということです。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 工事請負契約の締結について

議長（佐藤 實議長） 日程第5、議案第35号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、議案第35号についてご説明させていただきます。
議案書の5ページをご覧ください。

議案第35号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

事業名は、令和4年度鳥の海公園スケートボードパーク整備業務委託です。

請負金額が9,700万円、契約の相手方は名取市杜せきのした5丁目31番5号、株式会社ワンテーブル・ライフプランニングです。

なお、落札率は99.3%でした。

工事の概要につきましては、次の6ページの資料をご覧ください。

見積徴収年月日は令和4年5月20日、契約の方法は随意契約です。

こちらは民間提案制度のプロポーザル方式により採用された「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」に基づくスケートボードパークを鳥の海公園内に整備するもので、予算の1億円については、企業版ふるさと納税を原資としており、設計・施工を一体的に行うとともに、スケートボードパークという特殊性から独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、随意契約するものです。

改めまして、業者名につきましては株式会社ワンテーブル・ライフプランニングになります。

場所は、亘理町荒浜字隈崎地内。

内容につきましては、スケートボードパークの設計・施工であり、資料に記載のとおりでございます。

参考といたしまして、8ページ以降に全体配置図のほか、平面図、断面図を添付しておりますので参照願います。

なお、工期につきましては、令和4年6月18日から令和4年11月30日までと設定しております。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋

議員。

1 1 番（森 義洋議員） 民間提案制度で決定したものに対して今回事業を決定したので、随意契約となったというふうに理解しておりますけれども、まずこちらのスケートボードパークなんですけど、特に給排水だったりとか、屋根つきの母屋というかそういったものだとか、ベンチとかというのはないように思えるんですが、今回はこういったものは検討しなかったのか、それとあと、もしくは今後そういったものを検討するのか、お答えください。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今回の工事案件につきましてはスケートボードパークのみということで計上させていただいております。受付棟・管理棟の関係につきましては、今現在コンテナハウスを整備しております。予定では今月中に一部完成、来月オープンということで予定してはおりますけれども、そちらで補うような今調整を進めております。特にスケートボードパーク周辺には管理棟、あるいは給排水等の設備の予定は今のところございません。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋議員） この施設、内容を見ますと、大会ができるような形で進めているというふうに記憶しているんですけども、何というか、冬の時期もありますし、夏の時期もありますし、給排水とかそういったものが本当に必要なのか。あとは、そういう休憩する場所とかそういったものが、大会に必要な設備とかというのがこのままで大丈夫なのか、そこだけ確認したいんです。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今回、企業版ふるさと納税の1億円を活用して実施する事業で、本来であれば、議員おっしゃるとおり、そのような屋根とか給排水は今後必要となってくるかと思うんですけども、予算の範囲内で取りあえずはスケートボードパークの整備ということで、あと随時ワンテーブルさんと協議、検討を重ねながら、利用状況も鑑みながらその辺は考えていきたいということでございます。

議 長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋議員） 最後に、今回スケートボードパークということなんですけれど

も、ローラースポーツは別にスケボー以外でもあるわけですが、スケボーだけの大会を予定されています。何かトラックとかそういったものがあるんですかね、ほかの。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今回は、スケートボードパークということで整備をさせていただいております。このスケートボードパークに関しましては、明確な国際基準というものは今現在ありませんが、国際標準的なパークということで、国際大会も実施は可能の施設ということになります。ほかのスポーツ、BMXとか、インラインローラースケートですか、そちらは今のところ考えておりません。スケートボードに特化した施設ということで考えております。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 今、受付をコンテナハウスで行う案みたいなのですが、随分遠いところで受付するんだなというのがまず実感です。この辺の条例といいますか、利用規定、運用規定、管理者の規定と、大分けが多いスポーツになろうかと思えますけれども、その辺の規則等はいつ頃定める予定なんでしょうか。

それと、企業版ふるさと納税ということを活用して1億円の予算額だと。これの差額で300万円くらいあるんですが、この300万円の用途はどういうふうな形なんでしょうか。

それから、このスケートボードパークの仕様書というのはどこで作ったものでしょうか。お願いします。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 運営等につきましては、現在利用時間、屋外施設なものですから、冬場と夏場で日照時間が異なりますもので、利用時間・利用料金などを含めまして、パーク全体の運営につけて今詳細な協議を検討しております。スケートボードパークにつきましては、鳥の海公園の有料施設というふうな位置づけでありますから、今後、亶理町都市公園条例の改定が必要となりますので、しかるべき時期に関連議案の上程を予定しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

2点目の今回1億円、企業版ふるさと納税でいただきまして、契約金額が9,700万円、請け差で300万円が生じております。その用途につきましては、スケートボ

ードパークの完成後、オープニングセレモニーの費用に充当を考えております。

あと3点目の仕様、当然こちらは町が発注する事業でございますので、町職員、詳細を申し上げますと都市建設課の技師の職員が仕様書を作成しております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 大分盛大にオープニングセレモニーするんだなと今実感しているんですけども、300万円の費用を使って、そうですか。どういうオープニングというか、プロなんか連れてくる考え方ってあるんですかね。大分大きい金額になるのではないかなと思います。

それから、都市建設課でのこのスケートボードのノウハウというか、そういったものは大丈夫だったんですか、この仕様書を作る際において。初めての多分、建設関係だと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 質問の1点目でございますが、オープニングセレモニーということで今現在検討しております。ここでちょっと申し上げるべき案件なのかどうかというのはなかなか苦しいんですけども、それ相応の人物を招聘しまして大々的にオープニングセレモニー、大体予想はつくかと思うんですけども、昨年の夏なんかを皆さん思い出してもらおうとお分かりになるかと思っておりますけれども、それ相応の人物を招聘して大々的にオープニングセレモニーを考えております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 仕様書につきましては、パーク自体がほとんどコンクリート仕事でございまして、公共の建築の歩掛、かなり当てはめられる部分がありました。あと、バンクとかあるセクションにつきましては特殊工法になってございますので、その部分にのみ見積りを採用して積算してございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 私の一般質問でも行いましたけれども、互理町のスポーツ施設というと、例えば競技場だったら競技場、それだけで終わってしまっているのが現実なんですよ。そこへ遊びに来た子どもたち、それからいろいろやる選手、更衣室もなければ、先ほど同僚議員も言いましたけれども、水飲み場もない、遠くへ

行かなければいけない、それが常なんです、どこの施設に行っても。やっぱりそういったものは一体となって本来設置すべきではないのかなと私は思います。後から更衣室とかナイター設備とか、そういう考え方ではなくて、最初から一体となって進めないと、遠方から来られた人たちが、あれ、ここはないんですかというような話になってしまうと思いますので、今後、今のこの予算ではないと思うんですけども、そういった予算づけというものをしっかり検討しながら対応していただければと思います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満議員） 先日、総務委員会で丁寧にご説明いただいたところではあるんですけども、一つだけ今の質疑応答の中で質問したいことが出ましたので、質疑させていただきます。先ほど企画課長の答弁の中に、国際基準に対応した施設だということだったんですけども、そうなりますと、やはり国際基準に応じた大会とか、そういったものをぜひ誘致していただきたいというような期待が高まるころではあるんですけども、その辺の活動というのはどのようにやっていくのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 実は先日、地域おこし協力隊のスケーターが横浜市の大会で優勝しました。なので、今後そういったPR、要はその地域おこし協力隊に日本のチャンピオンがいるということを全面的に引き出しながら、東北、宮城県かな、では屋外のスケートボードパークのストリートのパークでは初めての屋外施設なんで、その辺を全面的にPRできればということで考えております。あと、先ほど鈴木議員から質問があったように、盛大にオープンセレモニーを開催して、内外にアピール、その辺も並行して考えていきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひ、スケートボードは機運高まっていますので、せっかくの施設ですので盛大にやっていただいて、より多くの集客を図っていただければなと思っております。

以上です。答弁結構です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。16番熊田芳子議員。

16番（熊田芳子議員） この見取図を見る段階ではトイレがないようなので、これは仮設トイレか何か2台ぐらい、最低でも準備していただけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今回の工事案件につきましては、仮設トイレの設置は予定しておりません。ちょっと南側数百メートルに多目的広場の管理棟がございますので、そちらのトイレを利活用ということで想定しています。あと、北側にもトイレ1か所ございますので、そちらで対応ということで考えております。

以上です。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進議員） この株式会社ワンテーブル・ライフプランニングのほうからちょっと行きますが、今までトイレの問題が出ました。受付の問題が出ました。聞いているうちに、どうも不便だなという感じはいたします。そこで、都市建設課で主管してやっていくようなことですが、そういうふうなスケートボードパーク的なノウハウがちょっと疑問になるわけです。そこで申し上げたいのは、株式会社ワンテーブル・ライフプランニング、この業者は、私なりに調べますと建築設計ですか、そういうのも手がけております。あと不動産取引業もやっております。やっぱりそれらのノウハウを取り入れて、共同というよりも町主導になるわけですけども、そういうところからも聞いて、そして工事に向けていただきたいなど、これは要望ですが、発言して終わります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今回、落札率を見ますと99.3%、これは随契はいつもこう高いというのは知っておりますけれども、今回見積り、例えば今回本町で出しているのは8,880万円ということに対して、見積り8,818万1,000円と、こういう形で99.3となっておりますけれども、これは何回、一発で提出された金額なのか、それとも3回ぐらいしてようやくこの金額が出ました。ここには1回となっておりますけれども、これは一発で出した金額なのかどうか、この点、伺います。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） この見積徴収の関係につきましては、1回での金額ということになります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 了解しました。それで、先ほども森議員も言っておりましたけれども、要するに休憩する場所、建物、その他のところにやはり自販機とか、そういったものも設置するというような考えというのはないのかどうか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今のところ予定はないんですけれども、今、荒浜地区スケートボードパーク、今回の議案もそうですし、コンテナハウスなんかも今動いている最中でございますので、それらの整備完了が見えてきたぐらいから、きちんと全体的な計画をお示ししたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第36号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實議長） 日程第6、議案第36号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、議案第36号についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第2号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第36号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億1,939万2,000円とするものであります。

次に、第2条、債務負担行為の補正です。債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものです。

続いて、第3条、地方債の補正です。地方債の変更は、第3表地方債補正によるものです。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

17ページ、18ページをお開き願います。

説明に当たりましては、金額の大きい主なものを中心にご説明させていただきますが、今回の補正予算につきましては、本年度当初予算が骨格予算であったことに伴う町長選挙後の追加補正予算に加え、3月に発生しました震度6弱の地震の復旧に係る費用、そして新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染症の拡大により影響を受けている住民、事業者への支援事業について予算計上したものが主なものとなっております。

それでは、初めに2款総務費からご説明させていただきますが、1項総務管理費につきましては、1目細目4一般管理経費において、鹿島区及び旭台町内会からそれぞれ集会所改修に係る補助金申請があったことから、集会所建設事業補助金として合計432万5,000円を追加補正するほか、2目細目4広報経費においては、コロナ禍における本町のPRと町内事業者を支援するため、テレビを活用したシ

ティプロモーションを実施するための委託料として110万円を追加補正するものです。

5目細目5普通財産管理経費につきましては、震災後、中町に設置した食品放射能測定室での業務が昨年度で終了したことから、建物を解体した上で土地の売却に向けて整地工事を行うもので、工事請負費として160万円を追加補正するものでございます。

6目細目3企画事務経費につきましては、本町全体の今後の土地利用を見据え、2か年をかけ国土利用計画の見直しを前倒しで実施するもので、国土利用計画改定業務委託料として385万円を追加補正するとともに、令和5年度における同額での債務負担行為の限度額設定を行うものです。また、地域のコミュニティー活動の充実強化を図るため、荒浜地区まちづくり協議会が申請していた自治総合センターのコミュニティー助成事業について申請が認められたことから、備品購入のための経費として、一般コミュニティー助成金250万円を追加補正するものであります。

13目細目3事務改善経費につきましては、19、20ページにかけてになりますが、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金などを活用し、今後の本町の自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するための行政手続のオンライン化ツールや庁舎内のコミュニケーションツール等を整備するほか、町民を対象としたスマホ教室の開催などの費用を計上するもので、総額3,283万4,000円を追加補正するものでございます。

以上が、2款総務費の主な内容となります。

続きまして、3款民生費についてご説明いたしますので、21、22ページをご覧ください。

まず初めに、1項1目細目3社会福祉事務経費につきましては、長期化するコロナ禍の中で、物価高騰などの影響を大きく受ける低所得世帯に対し、1世帯当たり1万円の給付金を支給するもので、物価高騰支援給付金に事務費を合わせ、総額3,118万8,000円を追加補正するものです。

続きまして、2項児童福祉費になりますが、1目児童福祉総務費につきましては、細目3児童福祉事務経費において、子ども・子育て支援交付金をはじめとする令和3年度の各種事業費の精算に伴う国・県への返還金として4,509万8,000円を追加補正するもののほか、23、24ページにかけてになりますが、細目21子育て世帯

生活支援特別給付金事業経費において、こちらも長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、国の交付金を活用して子ども1人当たり5万円を給付するため、子育て世帯生活支援特別給付金等として総額1,666万8,000円を追加補正するものであります。

2目細目3児童館運営経費、細目4児童館管理経費、細目7中央児童センター管理経費、3目細目4保育所管理経費、25、26ページに移りまして、4目細目3保育園経費につきましては、国・県の補助金を活用して新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等の購入を支援するため、それぞれの施設の規模に応じて30万円から50万円の範囲で追加補正するもののほか、一部の施設において3月の地震被害等に係る修繕費や補助金等を計上したものでございます。

3項1目細目4災害救助費につきましては、災害援護資金特例措置適用期間の延長により、東日本大震災に係る災害援護資金の貸付申請期限がさらに1年間延長されたことから、災害援護資金貸付金として350万円を追加補正するものであります。

続きまして、4款衛生費になります。

4款衛生費につきましては、1項2目細目5予防接種経費において、受験期を迎える中学3年生に対し、インフルエンザ予防接種費用として委託料と補助金を合わせ80万円を予算措置するほか、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、主に4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用として、細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費として4,651万3,000円、次の27、28ページに移りまして、細目11新型コロナウイルスワクチン接種対策費として6,611万7,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

5目細目4環境美化推進経費においては、3月の福島県沖を震源とする地震により発生した瓦やコンクリートブロックなどの災害瓦礫の処理委託料のほか、被害の罹災程度が半壊以上で解体せざるを得ない家屋を10棟程度と見込み、その建物解体に要する委託料及び償還金を合わせて総額3,590万9,000円を追加補正するものであります。

以上が、衛生費の主なものとなります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明いたします。

29、30ページをご覧ください。

1項農業費につきましては、初めに4目細目3農業振興事務経費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により農業資材が高騰し、農業経営を圧迫している状況から、当初予算において、農業担い手に対する担い手農業継続支援事業費補助金4,000万円を予算計上していたところですが、補助金に不足が見込まれることから、新たに500万円を追加補正するとともに、3月の地震により被災したイチゴ、花卉などの施設の復旧に対し、農業生産基盤復旧支援事業補助金として350万円を追加補正するものであります。

次に、6目農地費ですが、細目4ため池樋門管理経費について、県内の農業用ため池で児童の水難事故が発生したことを受け実施した緊急点検に基づく安全対策等を実施するもので、総額155万2,000円を追加補正するほか、細目5用排水路管理経費において、亘理土地改良区が実施する鏡川排水路のしゅんせつに係る農業用幹線排水路維持管理事業補助金及び3月の地震により被災した亘理承水路をはじめとする農業用幹線排水路に係る災害査定申請のための農業用幹線排水路査定設計書作成業務補助金、こちらを合わせて620万円を追加補正するものであります。

また、同じく3月の地震に関連するものとして、ページの一番下から次の31、32ページにかけてになりますが、細目9県営農地整備事業費として、圃場の液状化及び水道施設等の改修に係る県への負担金として291万2,000円を追加補正するほか、12目細目3農村環境改善センター管理費におきましても、地震に係る修繕工事費として188万5,000円を追加補正するものです。

以上が農林水産業費の主なものとなります。

次に、7款商工費につきましては、1項2目細目9新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第3期給付事業経費において、長期化するコロナ禍の中で売上げが減少している町内の事業者に対し、事業を継続するための給付金を交付するもので、総額3,009万円を追加補正するほか、3目細目5観光振興経費になりますが、地震や老朽化によるわたり温泉鳥の海の修繕に対し、繰出金として221万8,000円を追加補正するものです。

そして、4目細目4企業誘致対策経費につきましては、亘理中央地区工業団地への企業進出が順調な中、今後の本町への企業進出を見据え、県の補助金を活用し、その受皿となる、新たな産業用地の適地選定を行う調査業務委託料700万円を追加補正するものであります。

次に、8款土木費をご説明しますので、33、34ページをお開き願います。

土木費につきましては、初めに2項3目道路新設改良費になりますが、住民生活に直結する町道の改修等を行うもので、細目3改良事業費、細目4舗装事業費、細目5側溝新設改良事業費においてそれぞれ追加補正するもので、3目道路新設改良費全体で3,450万円を追加補正するものであります。

また、次の35、36ページになりますが、3項1目細目4河川整備事業費については、龍円寺地内用地測量調査業務委託料として250万円を追加補正するものです。

次に、4項都市計画費ですが、初めに、1目細目5都市計画関係費につきましては、故障している浜吉田西調整池の水中ポンプ1台の交換工事費として220万円を追加補正するものであります。

続いて、4目細目4公園管理費については、公園利用者の安全確保を図る観点から、亘理公園等のフェンス改修や支障木の伐採を行うほか、利用しやすい公園とするため、悠里公園のトイレの洋式化及び遊具設置工事を行うもので、総額1,410万円を追加補正するものです。

5目街路事業費につきましては、細目3街路単独事業費として、町道南町鹿島線の今後の整備のため、南町鹿島線基本設計業務委託料として1,750万円を追加補正するほか、細目11駅前広場管理経費において、3月の地震等により修繕が必要な亘理駅前東広場やペデストリアンデッキ等の修繕費として720万円を追加補正するものであります。

土木費の最後になりますが、5項1目細目3住宅管理経費につきましては、3月の地震により住宅のアプローチのクラックや敷地に地割れ等の被害が発生した上浜街道戸建て住宅について、その修繕に要する費用として、町営住宅管理代行業務委託料2,000万円を追加補正するものであります。

37、38ページをご覧ください。

9款消防費1項5目細目6防災対策費につきましては、こちらも3月の地震における町内の被害状況から、当初予算で措置した屋根台風改修事業補助金に不足が見込まれることから、新たに772万8,000円を追加補正するものであります。

10款教育費につきましては、初めに2項小学校費及び、39、40ページ、3項中学校費のそれぞれの施設管理経費において、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、避難所ともなる各小中学校の体育館に無線LAN環境を整備する

ほか、さらなるICT教育推進のため、小中学校各教室に電子黒板等を導入するものです。また、新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品や備品購入に係る予算も合わせ、小学校費については総額6,507万8,000円、中学校費については総額3,650万4,000円を追加補正するものであります。

なお、中学校の施設管理費におきましては、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、活動支援事業委託料77万円を予算措置するものであります。

そして、一度前のページ、37、38ページに戻りますが、2項1目細目9小学校の施設整備事業費におきましては、亘理小学校の歩道橋西側通路等の整備工事費として192万5,000円を追加補正するものであります。

39、40ページに戻りまして、下段の4項5目細目4図書館費につきましては、コロナ禍において在宅時間を有効に活用できるよう、昨年度に引き続き、図書館パワーアップ事業として図書等の備品購入費483万2,000円を追加補正するとともに、41、42ページになりますが、5項2目細目5学校給食センター整備事業費におきましては、今後の学校給食センターの整備に向け、事業内容の検討、さらには民間事業者のノウハウを活用する手法導入の可能性を調査するため、学校給食センター整備基本計画策定業務委託料850万円を追加補正するものであります。

以上が10款教育費の主な内容となります。

歳出の最後になりますが、11款災害復旧費についてご説明いたします。

11款災害復旧費につきましては、3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた吉田体育館及び中央公民館の復旧工事等を行うもので、3項1目細目6体育館災害復旧費においては、吉田体育館渡り廊下等復旧工事費など、総額198万3,000円、3目細目3公民館災害復旧費については、中央公民館受水槽の復旧工事費として854万円を追加補正するものです。

以上が歳出補正予算の主な内容となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、9ページ、10ページにお戻り願います。

歳入につきましては、14款国庫支出金ですが、1項2目1節保健衛生費の国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を合わせて6,661万7,000円を追加補正するものです。

2項国庫補助金については、総額2億8,004万3,000円を追加補正するものですが、主なものとしては、1目3節細節19の低所得の子育て世帯を対象とする生活支援特別給付金として1,450万円、2目1節細節13新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,601万3,000円、4目教育費国庫補助金におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金として、小中学校合わせて3,569万円、次の11、12ページに移りまして、6目6節細節1災害等廃棄物処理事業費補助金1,795万4,000円などを追加補正するほか、各種新型コロナウイルス感染症対策に係る単独事業費の財源として、9目2節細節21新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,438万4,000円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、15款県支出金につきましては、災害援護資金貸付金の財源として、1項1目4節細節3災害援護資金負担金350万円を追加補正するほか、2項8目1節細節14第3期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金2,200万円を追加補正するものです。

また、歳出7款でご説明した新たな産業用地の適地選定を行う調査業務の財源として、細節15産業用地整備促進事業補助金600万円を追加補正するものが主なものでございます。

17款寄附金につきましては、次の13、14ページのこちらに記載の方々から3月に発生した地震の被害などに対して総額122万6,000円の寄附をいただいたことから、追加補正を行うものです。

18款繰入金につきましては、わたり温泉島の海特別会計への繰出金の財源として、1項9目1節観光施設整備基金繰入金221万8,000円を追加補正するほか、上浜街道戸建て住宅の修繕委託料の財源として、14目町営住宅管理運営基金から2,000万円の繰入れを行うものです。

そして、今回の補正の調整財源として、1項1目1節財政調整基金からの繰入金1億5,893万9,000円を追加補正するもので、6月補正後の財政調整基金残高につきましては20億5,151万円となるものでございます。

20款諸収入につきましては、4項1目3節細節4自治総合センターコミュニティ助成金として250万円を追加補正するほか、15、16ページに移りまして、当初予算で計上しているわたりマラソン大会に対して、スポーツ振興くじ助成金が認められたことから、508万8,000円を追加補正するものがその主なものでございます。

21款町債につきましては、今回の歳出予算の追加補正に関連しての増額補正を行うものなど、それぞれの事業債で追加補正を行うもので、土木債、教育債を合わせて総額3,960万円を追加補正するものであります。

以上が歳入補正予算の説明となります。

最後に、第2表、第3表についてご説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為の追加につきましては、歳出補正予算でご説明しましたとおり、国土利用計画改定業務を本年度から令和5年度の2か年で実施することから、令和5年度における限度額385万円の設定を行うものです。

最後に、第3表地方債補正の変更については、町道新設改良事業債、河川整備事業債、亘理小学校校舎改修事業債においてそれぞれ変更を行うもので、町道新設改良事業債については、今回の歳出予算の追加補正の関係からの変更、河川整備事業債及び亘理小学校校舎改修事業債につきましては、交付税措置等のある有利な起債への変更が認められたことなどから、借入れできる金額についても増加したものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じでございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番鈴木秀一議員。

7番（鈴木秀一議員） 何点かあるんですけども、まず22ページ、民生費、社会福祉事業経費とあと児童福祉事務経費ですか、こちらで低所得者向けの支援給付金の対策、こちらは有効な支援だと思うんですけども、他市町村では全世帯向けの支援、今朝も新聞に載っていましたが、そういったことを発表されています。今回そういったことは検討されなかったのかどうか、あと今後検討されていくのか、伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 多岐にわたりますので、ちょっと私からお答えさせていただきたいと思います。

たしか6月7日ぐらいに仙台市で給食センターの給食費の補助とか、そういうのが発表されたと思います。町としましてもそういう部分というのは確かに検討を

進めて、もう4月の段階から検討を進めてきたわけですが、今回そういう形でまず仙台市がそういうことをされる、他の市町村もされる、あと県内でも多くのところが幾つかのところで住民世帯に対する支援という形で、商品券であったりとか、もしくは5割増しとか10割増しの商品券なんかを発表されているところもございます。

今当町におきましては、先ほどのお話をさせていただいた小中学校の学校給食のみならず、保育所であったり民間の保育園であったり、もしくはこども食堂も含めた栄養のバランス、そして量を保つための支援というものを考えておりますし、またそのほかにも物価高騰に対する住民支援、そして地域経済の支援という部分で今考えております。それに関しては9月以降順次させていただきたいと考えているんですが、9月議会になりますとちょっとそれだと遅いという部分もございまして、できますれば7月、来月にでも臨時議会の開催を今後お願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木秀一議員。

7 番（鈴木秀一議員） 承知いたしました。

あと、細かいところなんですけれども、20ページの細節12、13保育施設庁内ネットワーク無線化業務委託料、まずこちら保育施設、こちらは多分無線LANルーターの設置だと思うんですけれども、何施設なのか、あと1施設当たり幾らぐらいになるのか。そちらを教えてください。

あと、その下の13なんですけれども、ビジネスチャット・オンライン申請サービス利用料、こちらは今年からということで初期費用も含まれていると思うんですけれども、これは毎月ランニング的には幾らかかるのか、もしくは来年度どのぐらいかかるのか、今回だけなのかどうか。そちらについて伺います。

あと、もう一つなんですけれども、30ページ、農林水産業費の中の農業費、30ページの上のほうのタブレット端末保守委託料、農業委員会のところなんですけれども、こちらは多分タブレットの端末導入についての予算だと思うんですが、こちらはタブレット何台購入予定なのか、もし分かれば機種、あと導入予定はいつからなのか。あと、この消耗品費と役務費の内容について伺います。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長）　まず初め、20ページ、保育施設庁内ネットワーク無線化業務委託料、こちらの業務内容につきましては保育施設7施設の無線化を図るものとなっております。予算額が1,189万2,000円ほど計上しておりますが、こちらを割り返しますと1施設平均で170万円程度になりますけれども、必ずしもその金額がその1施設に係る費用ではなくて、施設ごとにやっぱり規模、面積異なりますので、異なるとやっぱりアクセスポイントなんかが増える施設もございますので、7施設トータルの金額ということで1,189万2,000円を計上しているところでございます。この予算の中には、もちろん5年の保守パックも含まれておりまして、ネットワーク異常なんか起きたときにも5年間はその保守で対応できるというふうな内容となっております。

続けて同じページ、20ページのビジネスチャット・オンライン申請サービスの利用料なんですけれども、こちら令和3年度、正確に言いますと令和4年2月に国で創設しましたデジタル田園都市国家構想推進交付金の採択事業でございまして、本交付金の国の事業計画が令和6年度までの3か年ということで、計上した費用につきましても、こちらは総額で1,237万7,000円ほど計上しておりますけれども、こちらの費用は全て令和6年度までのサービス利用パックとして計上をしております。このチャットの導入実績等々につきましては、県内で6つの市町で既にビジネスチャットを導入しているということでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長）　農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長）　タブレット端末機の台数ですけれども、こちらは12台を導入の予定であります。それから、機種ということで、どこのメーカーということだと思っておりますが、こちらについてはまだ現在分かっておりません。

いつ導入するかということですが、7月に購入契約を行う予定であります。半導体の関係で遅れる場合もあるという情報もありますが、最短で8月から10月の導入を予定しております。

それから、手数料の内容ということですが、こちらは紛失・盗難時の情報漏えいの対策、それから不正利用の防止などのタブレット端末機の管理を行うためのMDM利用料、こちらが5万6,000円ほどになっております。残りの金額については、通信費となっております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木秀一議員。

7 番（鈴木秀一議員） 今回のタブレット端末関係なんですけれども、こちらは町民の方に貸し出すということになると思うんですけれども、貸出規定とか使用基準とか、そちらについては決まっているのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 貸し出す相手方につきましては、農業委員さんと、それから農地利用最適化推進委員さんの方々に貸し出すようになります。貸出規定ということですが、貸出規定につきましては、住所、名前等といった個人情報もありますので、それらも考慮してこれから策定する予定としております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 関連で、歳入の10ページのデジタル田園都市国家構想推進交付金の18と16があるんですけれども、これに関連した歳出が、小中学校の電子黒板を購入するという事業のようだけれども、この田園都市国家構想交付金にこれが本当にマッチしているものなのか、電子黒板というのはね、この事業に対して。

あともう一つは、この交付金の総額が3,560万円なんだ。3,560万円、それに対して支出事業費は3,750万円、そうすると一般財源からの支出は3,800万円なの。こういうふうに比べてみると、一般財源のほうが多く出ていくわけだ。何ぼ補助事業だと、交付金事業だと言ったってね。だから、事業の選択肢によって交付金事業を使って、だからいいということではない。一般財源をこんなに使って、今の亘理町の財政からいって、一般財源を半分以上使うような交付金事業を採択するということが、費用対効果としてまともなのかということ。

町長、こんなに一般財源を使って交付金事業やっていいのかと、俺は思うのよ。それに対して費用対効果はどのくらいあるものかと。宮城県内の、これは国庫交付金だけれども、県ではまだ県の交付金を出していないんだから、県補助金はないわけだ。県としては事業としてあまり認めていないような感じもするわけだ。そういうふうに取りられるわけ。それに対してどういうふうに見えるかということ。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、デジタル田園都市国家構想なんですけれども、この構想については、交通とか農業、医療、教育、防災などの各分野において、地方が行うデジタル技術を活用して、効果的に地域の課題を解決するという内容でございます。その解決する内容の取組を国が支援するというので、デジタル田園都市国家構想推進交付金というのがございます。今回、小中学校の無線LAN環境、それから電子黒板購入になりますけれども、補助率の残りの分、負担分については、コロナの地方創生交付金を使いますので、全て国の交付金を使った形で、町の財源は使わないような形で予算組みはさせていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 答えになっていないんですけども、何回も質問するぞ。大体費用対効果を考えてみろと言ったんです。この半分以上が一般財源を使っているんです。それでこの項目にこれがマッチするかと聞いているんです。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、費用対効果なんですけれども、2つ事業ございまして、体育館の無線LAN環境、これについては、災害が発生した際、体育館が避難所になります。その際にLANを敷設しておけば、避難された住民の方、スマホとか携帯を持っていますけれども、そちらをつなげることもできる、公衆提供できるということになります。そちらは、200台から300台使えるような状況になります。平常時については、小中学校の連携事業など、学校単位で使うことができるということと、あと電子黒板も、GIGAスクール構想で1人1台の端末というのは整備されましたけれども、各教室には電子黒板が全部そろっていない状況でございます。ですので、特別教室、体育館も含めた電子黒板の整備を図りたいというものでございます。一般財源の支出はないということでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 今のはまだ1問目だったからね。デジタル化、この事業で電子黒板、教育長は電子黒板の効果というのはどのように考えているんですか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 議員もご承知のことかと思っておりますけれども、いよいよ教科書が

デジタル化されます。紙と併用という形になりますので、デジタル教科書を各教室で使う場合には、それを映し出す電子黒板が必ず必要になりますので、費用対効果の面ではこれは抜群に効果があると考えていただければ結構かなと思います。

議長（佐藤 實議長） ほかに。（「はい」の声あり）鈴木高行議員は終わりました。3問終わりました。（「1回目の答えが答えていないから」の声あり）それを言ったら全部答えになんかならないということになりますので、一応答えていますので、その点でご了解をいただきたいと思います。

ほかに質疑。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 32ページ、7款商工費の4目企業誘致対策費で亙理町産業用地適地調査業務委託料700万円でございます。これは新たな産業用地整備を検討するというところでございますが、産業用地としての面積はどのぐらいを想定しているのか。それと、適地調査の箇所数、どのぐらい予定しているか、まずお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） まず、1点目の面積ということでありまして、想定としては、現在の工業団地並みを想定しているところでございますけれども、面積ありきというところではなくて、やはり交通の利便性、あとは周辺への影響、さらには団地を形成されるかなど、今回の業務を通じて調査しながら、適正な面積を選定していきたいと考えております。

あともう一つ、箇所数については、今回の業務の中で3か所ほど候補地を選定しまして、最終的には1か所選定をしていくということで考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 総合発展の後期計画の中に工業の振興ということで、そこに常磐道自動車道亙理IC及び鳥の海スマートICによる高速交通アクセス網などの立地条件を生かした企業誘致の推進を図りますと、総合発展計画にうたっているわけですが。そうした場合に、おのずと総合発展計画の基本構想を考慮した産業立地ということになっていくのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） そのようになっていくと思いますけれども、あと今回調査業務の中で、誘致する企業に対しまして、立地する場所を選ぶ条件としてどういったところを考えているのかということもアンケート調査を実施しますので、そ

ちらの意見なども考慮して選定をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 企業のニーズ調査ということになってくると思うんですけれども、この調査に当たっての戦略的なポイントをどういうふうに考えておりますか。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 戦略的なポイントというか、今回はあくまでも産業用地、次の工業団地の候補地の選定をして、そちらの選定した候補地を造成する場合にどのくらいの経費がかかるのかとか、あと今回候補地が農用地となれば、やはり農振であれば除外の手続だったり、農地転用の手続、さらには開発行為の許可申請なども、様々な事務手続が出てきますので、そういった全体的なスケジュールを把握するために実施するものでございますので、ポイントといたしますか、今回の業務については、今申し上げたような趣旨で実施するものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 34ページの細目3の道路維持経費で、旭台地区外道路維持工事とございますけれども、264万円、これはどの付近でやって、そしてまた工事期間はいつからいつまでの予定なのか。その点、お聞きします。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 旭台の道路沿線に植樹ますがございまして、木の老朽化などで伐採した箇所、かなりございます。それについて、そこを塞いでいくような工事となりまして、全体で約90か所ぐらいある見込みで、こちらは3年計画で今考えてございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） いつまでの予定というのは、その点、ちょっと聞こえなかったんですが、今言いました。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 今年度含めまして、全体で3年度の考えでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） それから、もう一点、38ページの細目9の施設整備事業費の中に、亘理小学校歩道橋の西側通路等整備工事192万5,000円ございます。どのような工

事なのか、このところをお願いします。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 亶理小学校の西側に歩道橋がありますけれども、歩道橋を下りたところが、雨が降ると大きい水たまりができますので、そちらの解消をする工事でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ここはやはり児童生徒が通るところなので、しっかりしていただきたいと、このように思います。答弁はよろしいです。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 何か所かございます。36ページ、街路単独事業費、こちらの着工までの予想されているスケジュールを教えてください。

続いて38ページ、委員会事務経費、亶理町いじめ問題対策専門委員会ですが、こちらは当初の予定ですと、もっと前に報告書が提出されていることになっていたはずなんです、最近では全員協議会での説明もございません。経過をお知らせください。

続いて、40ページ、施設管理経費内にあります部活動支援事業委託料ですが、今回は補正予算ということなんですけれども、77万円ですが、今後も毎年度こちらの経費というのは予算の中に入ってくるのか。また、こちら指導員の種目をお願いします。

続いて、42ページです。学校給食センター整備事業経費、こちらは先日、一般質問で用地などは全部聞いたんですけれども、どれくらいの規模で今後考えていくのか。食数規模はどれくらいなのか、お願いします。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 街路の南町鹿島線のスケジュールにつきましては、今年度、測量設計を済ませまして、今後、幅員関係、交差点がありますので、今持っている計画ですと、16メートルで交差点を造ることになっていますが、現実、右折レーンが義務づけられると思いますので、幅員の変更をしまして、そこから計画決定、あと事業認可、そして初めて用地なり建物補償の協力と進んでいきますので、少なくとも2年とかそういうスケジュールではなくて、3年から5年ぐらいで用地のほうに着手できるのかなと今は見込んでございます。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） まず、亘理町いじめ問題対策専門委員会の臨時委員会でございますけれども、こちらは令和元年の6月に設置されまして、会議はこれまでに18回、調査が35回で、延べ53回にわたって調査、会議を開かせていただいております。直近ですと、昨年11月に第18回の会議を開催しておりますが、その後、その会議の中で出た中で調査、それから報告書の案の検討ということで、もう少し時間が欲しいということでありましたので、本来ですと令和3年度の3月で終わるといような見通しではございましたが、調査・ヒアリング等が今行われている状況でございます。ですので、もう少し時間がかかると思われま。

あと、部活動支援でございますが、こちらは専門的な知見を持った外部の方から直接指導してもらおうということで、あわせて働き方改革というのを進めるところでございます。部活については、10種類、20部活が学校からの希望で行うものでございます。今後なんです、スポーツ庁の有識者会議で、まず土日の部活動は地域に移行するというような提言が先日出されております。ですので、今後、地域移行するにはクリアしなければいけない課題というのは結構あると思うんですけども、そういった中にも費用が発生してくると思います。

また、あとは学校給食センターでございますが、まず基本計画、基本構想をつくるんですけども、児童生徒数の将来推計を見据えた施設規模がどのくらいなのか、例えばあとアレルギー対応、それから食育機能などが必要なのかどうか、それからあと配送計画、トラックの運路、また事業方式が一番大きいと思うんですけども、町が直轄でやるのか、それとも民間の活力を使うのかといったところも含めまして、検討するものでございます。また、令和元年度には教育福祉常任委員会で調査報告をいただいておりますので、そちらの内容も検討していくということでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 南町鹿島線のスケジュールのことは何となく、あと2年ぐらいかなということで分かったんですけども、先ほど課長が言っていらっしやいました交差点、こちらの交差点の場所はどこになるのか。あとは、道路を拡張することになると思うんですね。途中までもちろん拡張になっていますので、その拡

張を伴う工事が始まる前に、住民への説明の段階というのはどの段階で予定していくのかをお願いします。

それと、部活動のことで、土日限定での指導を外部の方からやると。今回77万円、今年度ということなんですけれども、20種目ですね。これは4校全部対象になると考えられますけれども、この専門家というのはどういう立場の方なのか、お答えください。また、その専門家というの企業なのか、それとも体育関係の指導を行っているような学校だったりとか、そういうところなのか、お聞かせください。

それと、学校給食センターの事業ですけれども、今課長おっしゃられたとおりに、多分一番最初の大枠として決めないといけないのが、今で2,000から3,000食、毎日作っていると思うんですけれども、その全体の規模数と、それとアレルギー対応だと思うんですね。教育福祉常任会でも報告に上がっているとおり、アレルギーもたくさんありますから、さすがに最低限何か所、2つとか3つとかというので分けてやるということだけでも決まっているんだったらお知らせください。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 南町鹿島線の交差点の場所についてなんですが、旧6号の亘理中央線と町道で今呼んでいますけれども、その交差点、大きな交差点はそこ1か所となります。そちらについては、昨年度、街路の事業の見直しというのをした際に、亘理中央線は街路から削除しようという考えはあったんですが、県とのやり取りの中で、まだ交通量を持っていますのでそこは街路のまま計画を持ちなさいということで決定してございますので、その決定を見て交差点の改良が必要となります。幅員としては、一番広いところで17メートルは必要かと思えます。あと、説明会につきましては、どの段階とは言えないんですけれども、早い段階で何回か説明会は開催させていただくようになると思います。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 部活動の専門家は大学の学生を考えてございます。

あと、給食センターのアレルギーなんですけれども、アレルギーは多種多様といえますか、結構な数になるかと思えます。亘理町の給食センターでも、このお子さんがどういったアレルギーを持っているかというのは情報を持っていますので、それを見ながら検討することになりますけれども、今の段階でどれを作れ

ばいいとか、そういったものが決まっているわけではございません。

議長（佐藤 實議長） 森 義洋議員。

11番（森 義洋議員） 最後に、部活動のところだけなんですけれども、先ほど課長は専門家というふうなお話だったんですが、今は大学生、大学生はインストラクターの資格だ何だとかというのを持っているとは思えないので、専門家、例えば武道系とかであれば何段以上がとかというのが指導者になり得る資格を持っているとかと理解できるんですけれども、ここでいう専門家というのは大学生で、それなりに何ですかね、そのスポーツに対して経験があるよという範囲の人のことを専門家として扱うんでしょうか。その方々に報酬を払う、そういう認識でよろしいですか。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） 専門家というのは競技経験者であって、そういった詳しい技術を持っている方という意味でございましたので、本当の専門家というか、免許持ったとか、そういったわけではございません。あと報酬も、時間単価でお支払いするような形になります。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄議員） 36ページの細目5ですか、都市計画管理費の中で、浜吉田西調整池水中ポンプ交換工事ということで220万円計上されておりますけれども、これは不良箇所だから取り換えると思うんです、交換すると思うんですが、どのようにしてまずここを発見したのかですね。そしてまた、同じこういう箇所が町内に何か所で、何台ぐらいの設備があるのか。これから梅雨が本格化になって大雨が懸念されると。住民の安全確保のために、そして工事時期をこの箇所についてはいつ頃やるのか。住民に対するPR、どのように周知を図っていくのか、その点をお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） こちらの浜吉田西の調整池の整備工事でございますが、まず、こちらの調整池につきましては水中ポンプが2台ついておりまして、2台が交互運転する内容となっております。それで1台が故障しているのを定期点検のときに発見いたしまして、こちらについては今回交換ということでございま

した。

町内にあと何か所、調整池に水中ポンプがついているかということではありますが、江下の団地とあと上浜街道団地、あと下茨田南、荒浜中野、あと吉田の大谷地団地、あと東都タウン等にポンプを設置しております。

あと、工事の時期でございますが、今回補正予算が通りましたら、指名委員会等を通しまして早期に発注をしたいと考えております。

あと、住民への周知方法ということでございますが、工事と併せてこちらを考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） 前段の交互運転をやって1台が故障したというのは状況として分かるんですが、誰がどう定期点検の中で発見したのか、そこを知りたいんですよ。あるいはまた住民から通報があって発見したのか、その辺をまず教えていただきたい。

それから、工事の施工の時期の関係について、震災云々とありましたけれども、早急にやらないとやっぱりこういう災害に対応していく設備でありますので、例えば先行して工事をやって、住民に安心感を持たせるということも大事なんですね。その辺の考えを含めて、早急にやるような時期をここで明確にさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） こちらの発見した検査というか、職員が現場を確認しております、ポンプが止まったり動いたりしていた状況でありまして、それで年度末にこちらが故障をしているのかどうか、直したほうがいいのか交換したほうがいいのかということで調査して、今回交換したほうがいいということで補正予算を上げまして、あと、先行して工事を行っていけばということでございますが、こちらにつきましては今補正予算を今回の議会で計上しておりますが、工事の準備は今進めている状況でありますので、補正予算が通りましたら早急に発注をしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 最後の質問になるかと思いますが、それぞれのやっぱりいろいろため池の問題と同じように、災害に関わる、大雨に関わる事案ですので、その他にはないんだなということを最後に確認しておきたいと思いますが、その辺、ないと思うんですけれども。

議 長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 今、ポンプについて故障しているのは、こちらの浜吉田西の調整池のみでございます。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。9 番佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 36ページの南町鹿島線基本設計業務委託料、ここは530メートルの工区で開通が待たれるわけなんですけれども、用地買収に該当する地権者数、これの説明をお願いします。

そして、もう一点なんです、その上の公園管理経費、悠里公園遊具設置工事なんですけど280万円、これは遊具の種類と設置面積、あと公園のどの場所に設置するのか。これのご説明をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 街路に影響する建物の数なんですけど、まだ詳細の設計は測量が終わっていないのではっきりとは分からない部分もありますし、幅員の変更もございましてはっきり分からない部分はあるんですけど、現在分かっている範囲では、家屋が8棟、あと物置が2棟、建物としては計10棟と考えてございます。

議 長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 悠里公園の遊具の種類でございまして、こちらにつきましては滑り台を予定しております。2面ある滑り台を予定しております。あと、設置場所につきましては、公園に昨年度ベンチを設置いたしましたので、そちらの周辺にとは考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 悠里公園の設置目的、これはたしか悠里館が建設されたと同時に承水路とセットアップした、たしか駅文化プロムナード構想、あの事業で一体としてできたわけなんです。それで、あの公園については、私も近辺で30年来利

用したり、あそこを通ったりして、大変利用頻度が高い公園なんです。最近ベンチができて、それは景観にマッチするなと思うんですけども、あの公園の目的自体は、大変年間を通して花見を行ったり、あと近隣の老人クラブの方々とか、子どもの団体とか、本当に利用頻度が高いと。フリーマーケットを行ったり、演奏会をされたり、そういった目的のために造った多目的公園なんですね。

そこに遊具を造るというようなことは、その是非を言うわけではございませんが、当初目的された公園のやっぱり景観も含めた目的にマッチングしないんじゃないかと思うんですけども、その目的ですね、子どものために使うというのは分かるんですけども、当初造ったその公園の目的がある意味、何ていうかな、損なわれるのではないかと思うんです。この点について、お考えをお尋ねしてみたいと思います。多目的広場の目的としての公園の設置だったわけです。そこに遊具を造るということでの判断はどういったことだったのか。

あと、もう一点、18ページ、下段の一般コミュニティ助成金の250万円、コミュニティの充実強化の備品とありますけれども、これは250万円の備品というものはどういったものなのか。このまちづくり協議会で設置するには随分高額だなと思うわけなんですけど、この中身について説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 悠里公園の当初の目的、先ほど議員が申しました景勝の公園ということでございますが、長年見ていますと、公園につきましてはなかなかベンチもなく利用者もなかったということもありまして、昨年度ベンチを設置させていただきまして、今天気のいい日とかは住民の方が本を読んだり、あと老人の方が座られたりして、結構利用が増えているということもありますし、あと悠里公園につきましては駅の東口の公園ということで、小さいお子様が親と一緒に電車を見に利用するというところもありまして、今回子どもさんが利用しやすいように遊具等の設置を考えておりました。それで、もちろん景観等につきましては、そこら辺は配慮して設置したいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） こちら250万円でございますが、関連予算といたしまして、歳入の14ページ、下段のほうに自治総合センターコミュニティ助成金ということで

同額計上している事業でございます。こちらは、荒浜地区まちづくり協議会でお祭りに使用するステージやぐらの購入に充てるものということで、その自治総合センターから今年の3月30日付で250万円の交付決定を受けたものでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） その悠里公園の件なんですが、設置したスペースについては、ここにとどまるやっぱり人の面積としては少なくなるわけです。7月にはほたる祭りということで、そこでイベントを開催している団体もあったわけです。最近ではコロナ禍やっていないということ、そういったことで人は少ないとお話ししましたけれども、30年間あそこを利用している私としての見立てでは、少ないということについては私は当たらないと思います。間違いなく利用頻度が高い公園だと思います。

目的が違うために、寝転んだり、走り回ったり、ボールを蹴飛ばしたり、そういうふうな目的で多くの子どもたちがそこできゃあきゃあ、わいわい花見をしたり、いも煮会をしたり、そういった場所として造ったわけですよ。そして、演奏会をしたり、時には、そういったものだったのを、今度その滑り台を造ることによって、その面積が遊具として占有されるということになるわけなんですよ。だから、ある意味、ある一部の機能を損ねるということになるわけなんだけれども、それ以上にそちらのほうの効果があるというふうな考えなんでしょうね、そこを再度。

あと、もう一点なんですけれども、30ページの用排水路管理経費で水難事故防止啓発看板製作業務委託料、ため池については亘理町においてはしっかりと管理されていると思います。しかしながら、フェンスの修繕ということで計上されておりますが、主に亘理町の水田の大動脈である用排水路の水難事故のほうは、どちらかといえば安全対策が大切なのかなと思うわけですが、枚数と設置箇所、主な場所です。それを説明願います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） 悠里公園の遊具の面積でございますが、幼児用の滑り台でありますので、5メートル以内の幅で設置を考えておりますので、そんなに場所については取らないような考えでございます。

あと、公園等のアンケートの中でも、悠里公園に遊具が欲しいという声もございましたので、今回設置を考えております。

あと、ほたる祭りとかそういうときにはたくさんの方がおられるということでございますが、通年を通して公園を利用させていただきたいと思ひまして、お子様連れで利用できるような遊具の設置をしたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 2点目の6款の水難事故防止啓発看板、こちらなんですが、こちらに関しましてはため池の人身事故等がありまして、町内のため池と併せましてこういう幹線水路等の安全点検を実施した際に、町独自の調査になりますが、主に住宅地、そして一番は学校近辺の通学路、こちらを重点的に調査した結果、逢隈小学校管轄といひますか、逢隈小学校のエリアになるんですが、そちらの箇所に牛袋の用水路、それとJAの北側の水路、あちらの箇所が非常に危険だと判断をさせていただきまして、こちらに看板を計12か所設置するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦議員） 40ページ、同僚議員も質問しましたけれども、部活動支援事業委託料、地域に移行する、でも専門家云々ということになると学生だというようなことで、では学生ってどこにあるんだとなると、近くになると仙台大学。仙台大学も多分、今のスポーツ庁のいろいろな依頼があつて、そういう体育系の学校に関してはいろいろ通達とかなんかが行っているんだと思うんですけれども、多分、隣接市町村も考え方は同じなのかなと。実は私、現職のときにこれを前の教育長と一緒に取り組んだ経緯があつたんですけれども、なかなかうまくいかなかったというのがあります。

それと、もう一つ私が気になるのは、これは学校教職員の働き方改革云々ということでスポーツ庁が打ち出しておりますけれども、ぜひ子ども目線の立場でも考えていただきたい。今の実態を見ますと、一生懸命やっている部活動は、土日本当にたくさんの時間を要してやっております、これはスポーツ少年団も同じです。月曜日になると本当に体力が落ちて、非常に勉学に逆効果な部活動もあるし、

スポーツ少年団も実際にあるんですよ。そういうことも考えて、ぜひ子ども目線でも考えていただきたい。その後、指導者になると、今度地域に移行となると、スポーツ少年団の指導者というのが多分ターゲットになると思います。そのスポーツ少年団の指導者がどんな資格を取るというのは、なかなかそういう指導者ってなかなか少ないと思うんですけども、こういった研修会に参加しているのか。そういったものをいろいろ聞き取り調査をしながらこの問題に当たっていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） まず、前提のところからお話を申し上げます。今回、予算を計上させていただきましたのは、これはあくまでも部活動の外部指導者なんです。外部指導者というのは、地域の方やその運動を経験された方に教員がついている部活動に入っていただいて、技術的な指導をしていただくのが外部指導者です。多分議員からお話があったのは部活動指導員という方だと思うんです。この部活動指導員は、教員がいなくても部活動を指導することができますし、大会にも引率することができます。全く別物でございます。今回計上させていただきましたのは、あくまでこれは外部指導者でございますので、外部指導者の方が部活動をやっている時間、つまり平日の4時に仕事を空けて来ていただけるかと、これは絶対難しいことでございますので、外部移行も含めて、まずは経験した大学生に来ていただいて技術指導をしてもらおうと、その取組でございます。

実は、昨年度この取組は実施しております。昨年度は、予算化は実は仙台大学さんでコンソーシアムを立ち上げて、国から補助金をいただいて、そこで私もコンソーシアムの中に入れていただいて、学生の持っている専門的な部活、運動に関する知識を地域に広めたいということで、ではということで4つの中学校で部活動の指導をしてもらいました。その後、アンケート調査を取りました。先生方にどうだったかと、非常に効果的だと。つまり部活動は、自分が経験していない種目も教えなければいけないというものがありますもんですから、そこに学生が入ってもらって、非常に専門的な指導がしてもらえたというところで大変好評でしたので、であれば次年度、5年度から7年度にかけて土日の部活動は地域移行という形で進めると。

先ほど課長がお話をしましたけれども、それも考えていかなければならないこと

ですけれども、その前段階として、できる範囲で平日、専門的な技術を持った学生に来ていただいて、教員が同席の下で技術指導をしてもらおうということで予算取りをしたものでございますので、これはあくまでも外部指導者、地域に運動経験をした方がいらっしゃればその方にお声をかけさせていただきますけれども、なかなかそれも難しいというところの取組でございますので、ご理解を頂戴できればと思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 教育長の答弁はすごく分かるんですが、あくまで我々がメディアから聞こえてくるのは、土日の対応だよと、教職員の時間外を軽減するんだよというような話があったもんですから、私の話をさせていただきました。それとちょっとした亘理郡の中でいい取組をしているのを紹介したいと思います。郡の剣道協会があるんですけれども、剣道協会では、小中高も併せて練習会を開催して、子どもたちのよりよいレベルアップを図っております。やっぱりそういった先進的な行動をもう起こしている団体もありますので、ぜひそういった団体も今度は見守っていただいて、それを参考にしながらいろんな角度で検討していただければと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

なお、皆さんに申し上げます。質疑でございますので、意見とかそういうものは避けていただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 令和4年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 令和4年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時20分といたします。休憩。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第37号 令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算
(第1号)

議長（佐藤 實議長） 日程第7、議案第37号 令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） それでは、議案第37号についてご説明を申し上げますので、別冊の令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第37号 令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,501万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律が令和4年1月に施行されまして、介護保険サービスにおいても公的受取口座を活用した公的給付等の支給を行うために、既存の介護保険システムを改修するものでございます。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費におきまして、介護報酬改定等に

伴うシステム改修委託料として44万円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

先ほど、歳出でご説明いたしました介護保険システム改修に係る財源といたしまして、3款2項4目介護保険国庫補助金として29万3,000円、8款1項4目一般会計からの事務費繰入金として14万7,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 令和4年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 令和4年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算
（第1号）

議長（佐藤 實議長） 日程第8、議案第38号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 議案第38号についてご説明いたします。

別冊でお配りの予算書をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第38号 令和4年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,218万円とするものであります。

初めに、歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目細目3わたり温泉島の海管理費につきましては、3月16日の地震により被害を受けたわたり温泉島の海の施設の外壁や建具などの復旧を行うもののほか、経年劣化に伴う5階浴室の排気ファンや露天風呂浴槽などの修繕費として221万8,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算について説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算につきましては、今回の歳出補正予算の財源としまして、4款2項1目細目1一般会計繰入金としまして221万8,000円を追加補正するものでございます。

なお、今回の補正予算の歳入につきましては、一般会計からの繰入金のみになりますが、この財源については観光施設整備基金からの繰入れで対応しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） わたり温泉島の海の修繕というか、改修については、今まで何回も行っていると思います。いずれ一般会計からの繰出金で賄っているわけですが、このような状態がいつまで続くのかということです。こうやって何でもかんでも建物の中で改修するとか、急な修繕が必要となると、全部町の会計から繰り出して修繕するようになると。委託先の佐勘さんの営業努力でこういうのはある程度のことはやってもらわないと、際限なく亙理町の負担になると。その辺の考えを町長から答えてほしいんですけども。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいま鈴木議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今般は主に地震での損害でございますので、これは致し方ない、しようがないのかなと考えているところでございますし、本来であれば、コロナ禍が終息すれば、コロナ禍がなければ、ある程度佐勘さんにも営業は今のようない状態ではなくて、経常利益が出た場合、その分の10%を互理町に入れていただくという約束になって、そのような取決めになっておりますので、なるべく早く佐勘さんには営業努力をしていただいていい状態になっていただければ、ある程度そういうのを町のほうに一旦蓄えて、また修繕に使わせていただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） コロナ禍というのは大体分かりますけれども、やっぱりこういうのは何回も毎年続くと、頼むほうも頼まれるほうもそれがマンネリして、修繕とか改修は町でやってくれるからいいんだと、そのような体制になってくるので、やっぱりきちとしたその辺の境目というか、この辺までは軽微なもの、100万円以下のものは佐勘でやれとか、そういうふうにやっぱりラインを張っておいたほうがいいと思うんだけど、どうですか。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 修繕については、指定管理を結んでおまして、その協定の中で、軽微なものについては指定管理者側の佐勘さんでやっていただくこととしております。ただ大規模な施設の修繕、施設を適正に管理していく上で必要な修繕については町で実施するという取決めをしておりますので、それに基づいてやっているところでございます。

議長（佐藤 實議長） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和4年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第3号 令和3年度亘理町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長（佐藤 實議長） 日程第9、報告第3号 令和3年度亘理町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、報告第3号についてご説明させていただきます。

こちらは議案書の11、12ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年度亘理町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

この内容につきましては、これまでご承認いただきました令和3年度予算に係る繰越明許費について繰越額が確定したことに伴い、繰越明許費繰越計算書として今回議会に報告するものになります。

今回の繰越事業につきましては、主に新型コロナウイルス感染症拡大長期化に伴う各種事業費等のほか、国の補正予算に係るもの、また本年3月に発生した福島県沖を震源とする震度6弱の地震に係る災害復旧費などであり、個別事業といたしましては、そちらに記載のありますとおり、1番目の2款3項戸籍住民基本台帳費、事業名、マイナンバーカード所有者転出・転入手続ワンストップ化システム改修業務委託の翌年度繰越額451万円から、12ページの一番下の11款3項文教施設災害復旧費、事業名、文化財災害復旧事業（亘理伊達氏歴代墓所）における翌年度繰越額778万6,000円までの事業となっております。これら全てを合計すると27事業、翌年度繰越額については3億3,335万7,272円に確定したことを報告するものであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第3号 令和3年度亘理町一般会計予算繰越明許費繰

越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承承願います。

日程第10 報告第4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書
について

議長（佐藤 實議長） 日程第10、報告第4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） それでは、報告第4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

別冊の令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書をご用意の上、1ページをお開き願います。

これにつきましても、令和3年度の繰越額が確定したことにより報告するものがございます。

報告第4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

2ページ、3ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、1款1項改良事業費の工事請負費につきまして、予算計上額2億9,800万円、支払義務発生額2億1,601万4,700円、翌年度繰越額7,500万円、財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。不用額は698万5,300円です。これにつきましては、令和3年度田沢浄水場急速ろ過池（2号）修繕工事のほか、繰越額が確定したものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第4号 令和3年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承承願います。

日程第11 報告第5号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計予算繰越

計算書について

議長（佐藤 實議長） 日程第11、報告第5号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 報告第5号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

こちらも別冊の令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算繰越計算書をご用意の上、1ページをお開きください。

これにつきましても、令和3年度の繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

報告第5号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、1款1項上の段の管渠等建設費の工事請負費につきまして、予算計上額5億4,990万5,000円、支払義務発生額4億2,894万3,249円、翌年度繰越額1億410万4,600円、財源の内訳については記載のとおりでございます。不用額は1,685万7,151円です。

下の段の管渠等改良費の工事請負費につきましては、予算計上額1億8,044万4,200円、支払義務発生額1億1,295万2,400円、翌年度繰越額6,214万円、財源の内訳は記載のとおりでございます。不用額は535万1,800円です。令和3年度亙理第5-2号汚水枝線工事のほか、繰越額が確定したものでございます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 以上で報告第5号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第12 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題と

いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第13 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（佐藤 實議長） 日程第13、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第72条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長から申出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年6月第18回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時42分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 一 雄

署名議員 鈴木 邦 彦